

～当センターご利用にあたっての流れ～

市の健診や集団生活で困り等があり、療育等の福祉サービスを利用したい場合、通園・通学されているお子さんは、療育利用を検討している旨を、**通園・通学施設へ事前にご相談**されてください。未通園のお子さんは、保健師さんへご相談ください。利用にあたって、**未就学児さんは保健師さんの意見書と、就学児さんは学校の先生の意見書が必要**になります。（市より依頼しますが保護者様からもご相談されておいて下さい）また意見書とは別に、**相談支援事業所が福祉サービスを利用するための支援利用計画を立てることで利用することができます。**（HASを利用する場合、同施設内に相談支援事業所KIBOUがございます。）

* 相談支援事業所は選択可です。市でまたご相談できます。
詳しくは、下記の流れをご参照ください。



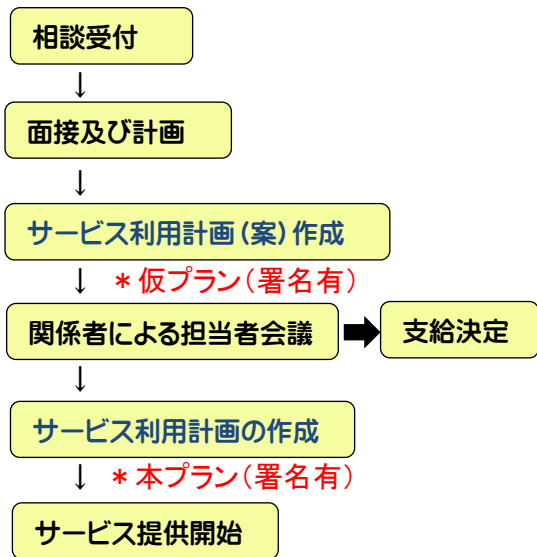
① 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書
計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書

市で手続きします



①②の順につきましては、状況により順番が異なる場合、同時進行の場合もありますので、ご了承ください。

② 相談支援事業キッズサポートセンターKIBOUによるプラン作成(市への提出)



相談支援事業所キッズサポートセンターKIBOUでは療育支援や福祉機関を利用したいと希望する人、すべてを受け止めようと願い「KIBOU」としました

相談支援事業とは？平成22年に施行された障害者自立支援法が、平成25年4月より障害者総合支援法へ変わりました。**これにより障害福祉サービスを申請した障害児は、「サービス等利用計画」、「個別支援計画」等を作成してから、療育センター等を利用する事になりました。**そこで、障害のある子供やその家族の希望に沿ったサービスが受けられるように、相談支援員が相談にのり、安心して生活できるようにお手伝いさせていただく事業です。

お子さんの出生状況、支援に至るまでに経緯、現状や課題、保護者のお子さんに対する思いや生活スタイル等、詳しく聞き取りさせて頂き、プラン作成させていただきます。（初回の聞き取りの際はお手元に、母子手帳があると、お話がスムーズにいきますので、ご協力をお願いします。）

作成されたプランを、ご確認して頂き、利用者未成年の為、必ず保護者様のご署名を頂きます。仮プラン・本プランへ、ご署名を頂き、KIBOUへ提出していただきます。KIBOUより市へは提出致しますので、宜しくお願いします。



①、②が済んだら、受給者証発行

受給者証が発行されましたら、HAS発達支援センターへ、ご連絡を宜しくお願いします。

HAS発達支援センター 0993-77-2730 にお電話ください!!



受給者証が発行され次第、当センターの利用は、いつでも開始できる状態となります。ただし、療育にあたっての、事前準備して欲しい物や、療育利用日の決定等があり、詳しくご案内したいのでご連絡をお願いします。（療育の都合で、折り返し対応になる場合があります。）

* 未就学児さんは、小山クリックさんで健康診断受診があります。



プラン作成後の流れ

基本的に、療育に必要なになってくるもの

★子ども用のリュックサックにいれるもの

- ①ひも付き手拭きタオル・帽子
 - ②着替え上下1組(下着1含む)・靴下
 - ③ビニール袋(着替えたものを入れる)
- その他、活動に応じて、必要なものがある場合には、別途、お知らせします。



利用当初毎月3ヶ月以後6ヶ月のモニタリング
基本的に 1年更新でプランを立てます (年長児は3月末)

聞き取り調査

都度モニタリング期間に変更になる場合があります。* 現状を、聞き取りします

モニタリング報告書の作成を行います。(署名有)

相談支援事業所より、封書やお電話でご連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。